

=====
GCOE NewsLetter
[No.4 2008/1/25]

平成19年度グローバルCOE論文賞の募集
GCOE第3回国際研究集会の開催について
オトゥール博士の招聘と連続講演について
次回のオープンレクチャーについて
「テキスト布置解釈学原論」（講義科目）の要約
第4回オープンレクチャーの要約
グローバルCOE研究教育員ブリーフィング要約
=====

■ 平成19年度グローバルCOE論文賞の募集

GCOEでは下記の要領で論文を募り、「グローバルCOE論文賞」として顕彰し、2008年3月刊行予定の『HERSETEC』に掲載します。多くの方々の積極的なご応募を期待します。
詳しくは下記URLからグローバルCOEのWebサイトにアクセスしてご覧ください。
<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/education/education04/>

■ GCOE第3回国際研究集会の開催について

『テキスト解釈の中に人間のアイデンティティを探る』
“Identity in Text Interpretation and Everyday Life”
日時：2008年2月9日（土）～10日（日）
場所：名古屋大学文学部 文学研究科237室
使用言語：英語（通訳なし）
詳しくはグローバルCOEのWebサイトにアクセスして、研究活動＞国際研究集会をご覧ください。

■ オトゥール博士の招聘と連続講演について

マードック大学（パース，西オーストラリア）から招聘されたマイケル・オトゥール名誉教授は記号論，言語学，文芸文体論と多重伝達形態論を専門としています。先生のThe Language of Displayed Art (1994)はM. A. K.ハリデーの機能主義文法の原則と分析方法を絵画，彫刻，建築などの視覚芸術に適用とした初めての試みでした。先生は2008年2月から文学研究科のグローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」に招聘されており，2月9日と10日の両日開催される国際研究集会『テキスト解釈の中に人間のアイデンティティを探る』で研究発表を行うことになっています。

連続講演の日時とタイトル

第1回目 2008年1月25日(金) 16:30-18:00

文学部・文学研究科128室

題目 FUNCTIONAL THEORIES OF LANGUAGE: The background to Systemic

Functional Linguistics

Sentence → Exchange → Poem

第2回目 2008年2月15日(金) 16:30-18:00

文学部・文学研究科128室

題目 A TRI-FUNCTIONAL VIEW OF ARCHITECTURE:

Domestic - Sydney Opera House - Noyori Conference Centre

第3回目 2008年2月20日(水) 18:00-19:00

国際センタービル15F GCOEオフィス

題目 MULTIMODALITY: ENGAGING WITH PAINTING

Botticelli - Canaletto - Rembrandt - Seurat

(グローバルCOEオープンレクチャー)

第4回目 2008年2月27日(水) 16:30-18:00

文学部・文学研究科128室

題目 ADVERTISING: WORDS AND IMAGES

Picasso and Cannon Copiers

使用言語：英語

■ 次回のオープンレクチャーについて

上記のオトゥール博士連続講演第3回目をご覧ください。

■ 「テキスト布置解釈学原論」(講義科目)の要約

10月24日担当 長尾伸一教授(経済学史)

「思想史研究とマニユスクリプト-スコットランド哲学研究をもとにして」

本講義では18世紀スコットランドの哲学者トマス・リードを取り上げ、コンテキスト主義や言語行為論の観点を踏まえて、18世紀のマニユスクリプトを言説として考察した。

いまだ高価で、多くの「学術的」な著作は予約購読の形で流通したとはいえ、書物はもっとも広い受け手に向かって発信された公的言説だった。それに加えて大学での講義もまた、教師の見解を伝える一種の「出版」と見ることができる。講義を聴いたり講義ノートを読むことは、高等教育を受けることができた少数の人々の特権だった。リードの「ユートピア論文」のような手書き原稿は、さらに限定された受け手に対して著者の思想や意見を伝達する手段だった。科学者集団が普遍的に制度化されるのは次の世紀であり、この時代でも科学者たちはいまだに「学術的書簡」によって意見交換を続けていた。書簡はまた社会的、政治的に問題のある学問的テーマを仲間内だけで論じるための安全な方法であり、数学者たちでさえそのような危惧を持つことがあった。

特権的な少数者のために製作され、流通したとはいえ、以下のような理由で、これらはすべて「公的言説」とみなすことができる。それらの言説が発話され、書かれ、伝達された空間は親族や友人たちで構成される「親密圏」ではなかった。これらの言説がその内部に存在した空間を構成する団体やネットワークへの参加者たちは、文芸や科学研究や政策形成のような、何か重要な、何か社会にとって有益な、言い換えれば何か「公的」な活動に自分たちがかかわっていると考えていた。その空間の中では彼らは私人ではなく、一種の「公人」として振舞っていたのである。

このように18世紀のマニュスクリプトを言説として研究することは、それらの資料の内容だけでなく、同じ著者による印刷物の性質にも光を当てることになる。以上の議論は18世紀の言説の多様性を明らかにするので、当然「書物とは何か」、あるいは「書物」を書くという行為の意味と意図とは何かということが次に問われるからである。テキストは自らの創造者の期待や戦略とは関係なく、それ自身の物語を語り出していく。しかしそれはまた言語行為の産物でもある。何かを「書く」という行為の最初には、それを始動させる誰かの欲望がある。要するに、「古典」と呼ばれる膨大な紙片の集積の背後には人間存在が立っている。18世紀のテキストを言説としてとらえることは、テキスト性とともコンテクストも無視できないことを想起させる。そしてこの両者の結びつきの探求は、歴史学と思想史と批評理論の思いがけない出会いを準備する。政治言説史の方法に関するJ.G.A.ポークックの表現をパラフレーズするとすれば、それが可能なことこそが、18世紀ブリテンに代表される初期近代の西欧社会の一つの特徴を指し示しているのである。

11月28日担当 重見晋也准教授（電子テキスト学）

近代以降特に文学テキストにおいては作者にテキストを帰属させ、活版印刷以来の大量生産技術を用いて同一のテキストを大量に流通させることで、テキストの同一性を保ってきた。しかし、ロラン・バルトが「作者の死」を宣言すると、聖ヒエロニムス以来堅持されてきたテキストを作者に帰属させるという考え方が大きく揺らぐことになった。すなわち、テキストの価値・整合性・文体的均一性・時間的整合性という4つの基準はもはや無用のものと考えられるようになったのである。本来テキストは同一のテキストであれ異なるテキストであれ、その価値や形式は時代やメディアにあわせて変化していくものである。そうであれば、デジタル・テキストの時代を迎えてテキストがどのようにして自らの同一性を確保しうるのかを考えることは、テキスト概念の現在を考えることに他ならない。デジタル・テキストの例としてハイパーテキストを実装したWebを対象に考えると、テキストとしてのWebは空間性、物質性、時間性の3つの点で自己同一性を実現していることが分かる。デジタル・テキストにおける自己同一性の実現は、フーコーが『知の考古学』で述べた、言表が言説を構成する際に相関する3つの領域に一致している。

■ 第4回オープンレクチャーの要約

2008年1月16日（水）18時～19時

古尾谷 知浩 准教授（名古屋大学大学院文学研究科・日本史学）

『文字瓦と知識』

古代の遺跡で出土する瓦の中には、焼成前に籾などで文字を書いたものがある。この文字は、生産段階でしか記せないもので、手工業生産にどのように人間関わったのかを示す資料である。人名を記した文字瓦の中には、東国国分寺出土文字瓦に典型的に見られるような、郡名刻印の如き律令制的行政単位名を伴うものと、大阪府堺市の大野寺土塔出土文字瓦に典型的に見られるような、個

人名のみのものがある。従来、前者は律令国家主導で建設された国分寺が律令制的負担体系に基づいて造営されたことを示しているとき、後者は、行基が発願した土塔が個人の知識によって造営されたことを示すものと考えられてきた。しかし、現在、国分寺文字瓦も知識を示しているとの説が出されている。一方、土塔関連の文字瓦の中にも、土塔が所在する大野郡の隣郡にあたる和泉郡に属する池田里の銘を持つ資料がある。これは、別郡に属する人物をことさらに区別するために記したものと推定できる。逆に行政機構名を伴わない資料は大野郡であることを示していると考えられ、いずれも郡の枠組みを意識した記載と評価できる。つまり、行基の知識集団の単位は律令的行政機構の枠組みを利用しているのである。

■ グローバルCOE研究教育員ブリーフィング要約

小林智「日本近代秩序の解明に向けて——自由・法規範・権力行使」

近代的自由とは、無束縛・無権力状態での放縦を意味するものではない。それは、M・フーコーが近代秩序の象徴として見出したパノプティコンの構造からも読み取れる。そこでは、他者を前に規範解釈を行う主体が形成される。このとき、自律＝自由とは、主体が自らの規範解釈の妥当性を他者に訴えつつ、それに基づき行為することを意味する。当該秩序では、当該主体が法的権利実現の手段として国家権力を使いこなす態度と実践が要請されるであろう。

さて、周知のとおり、日本では明治期に西洋近代的諸制度が導入されたが、上記の観点から、近代的主体形成がなされたか否かが問題となる。この点、「教育勅語」に象徴される公民教育からは、一般人民による近代秩序原理の理解を妨げる政策が看取される。わが国では、こうして法的権利を主張する主体の形成を妨げる一方、制度運用を担うエリートを養成するという、いわば二重の主体形成戦略が採られたように思われる。

西村 善矢「モンテ・アマータ修道院の証人・同意人副署について—中世初期イタリア証書の生成論に関する予備的考察—」

中世イタリアを代表する文字テキストの一つに、土地財産の売買や贈与、貸借などにさいして作成された証書がある。公証人制度成立以前の中世初期証書にみられる特徴の一つは、書き手である書記（ノタリウス）以外の人物が文書作成に主体的に関与した点にある。つまり、文書作成を書記に依頼し、また法行為の主体としての役割を演ずる契約当事者も、本文において書記とならんで一人称で登場するばかりでなく、羊皮紙の下部に副署する証人や同意人を自ら選択する立場にあったのである。

以上の点をふまえて、まず私は中部イタリアのモンテ・アマータ修道院に伝来する8・9世紀の文書を素材として、証書の生成過程、ならびに証書のテキスト布置を仮説的に再構成した。その上で、とくに証人や同意人の選択方式に注目することにより、契約当事者が証書の生成に及ぼした影響に関する予備的考察を行った。

次回のメール版NewsLetterの発行は2008年2月中旬を予定しています。

.....

GCOE 「テキスト布置の解釈学的研究と教育」

Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration

<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/>

NewsLetter No.4

発行：GCOE編集部

編集担当：鎌田隆行

Copyright(C) 2008 NAGOYA UNIVERSITY, GRADUATE SCHOOL OF LETTERS

.....